

子どもの遊びとその保障

— 援助者の視点から —

堤 莊 祐

はじめに

日本の社会は、産業構造の変化、都市化、高学歴化、所得水準の向上などの急激な社会・経済状況の変化に伴い家庭の形や質の変化、地域コミュニティの変化などの社会事象を生じせしめている。こうした変化は、子ども達に多種多様な影響を与える結果となり、子どもの問題行動の多様化・複雑化はもとより、児童虐待に象徴されるような、子どもが被害者になる出来事が多発していることと大きくかかわっていると考えられる。

こうした社会的状況の中で、子どもの生活、ここでは特に遊びに焦点をあて、その意義、必要性について、子どもの発達保障の視点から考察を試みることで、社会や親の役割について見直してみたい。

I. 遊びについての諸理論

遊びについては、古くから教育学や心理学の領域で研究が進められてきた。子どもにとっての遊びには重要な意味や価値があることを認めていたからに他ならない。そこで代表的な遊びについての理論をいくつか簡単に紹介しておく。

1. 生活準備説 グロース (Groos, k)

遊びによって、大人の行動の型を学習し、将来の生活に適應するために本能を準備、練習させる活動とする説。

2. 余剰エネルギー説 シラー (Schiller, I. C. F)、スペンサー (Spencer, H)

子ども達は、その旺盛なエネルギーのはけ口を活動的な身体的遊びによって調整するとする説。

3. 浄化説・補償説 カー (Carr, H. A)、ロビンソン (Robinson, E. S)、クライン (Klein, M)

抑圧された情緒や欲求を解消させる浄化的反応あるいは代償的行動だとする説。

4. 生物学的説 アプルトン (Appleton, L. E)

身心の発達の要求を満たすための行動とする説。

5. 生活活動説 デューイ (Dewey, J)

遊びは子どもの生活であって、成長に従いそれは仕事とも遊びともなるとする説。

その他多くの説があるが、現在のところ明確な定義はない。それだけ遊び全体の本質を捉えることが極めて困難であると言えよう。

アレー (Arey, A. F) は、子どもの遊びを

- ① 楽しみであり、そこには十分な満足が約束されており
 - ② 自発的であるとともに、その活動の保証があり
 - ③ そしてその活動自体が目的であるような活動である
- と要約している。

我が国においては、古事記に「遊」の文字が随所に見られる他、「遊び」は、日本の古語では「鎮魂の動作」と解釈されている。

平安時代末期に後白河法皇によって編纂されたと伝えられる「梁塵秘抄」には、次のような歌が収められているので、紹介しておく。

「遊びせんとや生まれけむ
戯れせんとや生まれけむ
遊ぶ子どもの声聞けば
我が身さえこそ動ゆがるれ」(359番)

「法華は何れも尊きに
此の品聞くこそあわれなれ、尊けれ。
童子の戯れ遊びまで
仏に成るとぞ説いたまふ」(67番)

このように遊びは、子どものみならず、大人にとっても必要な活動で先人はその有用性に気づいていたと言える。

II. 子どもの遊びの保障

20世紀に入り「児童の世紀」(エレン・ケイ E. Key) とうたわれ、古典的児童観から新しい児童観が確立された。子どもを次代の国民として位置づけ、教育、福祉施設をはじめとする児童施策は飛躍的な発展をとげることになる。

「権利の主体としての子ども」として位置づけられ、権利思想の流れが生まれるのである。

しかし、現実には世界各地で幾多の戦火により多くの子どもたちが犠牲になっており、その後各国で各種の宣言、憲章、法律、条約等が制定されることになる。

制定された条文の中に「遊び」に関するものがとり上げられていることは、子どもにとっての遊びの価値が国際的に認められていることに他ならないが、裏をかえせば「遊び」の保障がなされていない現実があったと言える。

そのいくつかを成立した年代順にあげてみる。

1. 児童福祉法 (1947)

[児童厚生施設] 児童福祉法40条

「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設とする」

2. 児童憲章 (1951)

第9項「全ての児童は、良い遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる。」

3. 児童権利宣言 (1959)

第7項「省略、児童は遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは教育と同じような目的に向けられなくてはならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力

しなければならない。」

4. 児童の権利に関する条約 (1989)

第31条 [休息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への参加]

(1) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める。

(2) 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

ここでは、以上の法律、憲章、宣言、条約を取り上げたが、これは子どもの遊びが権利として保障されていない、また重要とされない時代にあることへの警鐘として、社会や我々大人は真摯に受け止めることが必要であろう。

III. 子どもの遊びと発達との関係

遊びは、子どもの発達にとって必要不可欠な活動として一般に認められ、遊びを通しての児童理解や治療・指導方法の研究もなされている。

遊びの理論の多様さに応じて、遊びの分類も多様であるが、発達との関連においた研究が多い。

その代表的な考え方を幾つか取り上げてみる。ピアジェ (Piaget, J) は、遊びを知的発達における同化の働きととらえ、ビューラー (Buhler, Ch), 山下俊郎は、遊びを子どもの全面発達の一つの段階ととらえている。また、パーテン (Parten, M. D) は、対人関係あるいは社会的行動の発達という観点から研究を行っており、何れも「発達」との関係で捉えていることは、遊びの重要性を肯定していることである。

IV. 子どもにとって遊びの価値

遊びは、子どもの発達に不可欠であることについては先に述べた。ではどのような効用・価値があるのだろうか。一般的には、次にあげるようなことが期待されている。

(1) 社会的価値：人間関係の在り方とり方、社会的ルール、集団の中の個人の責任などを学習することができる。

(2) 知的価値：知的学習によるものでなく実際の遊びの経験から知識を習得しまた想像力を発達させることができる。

(3) 身体的・運動的価値：体力、運動能力、巧緻性を向上させることができる。

(4) 治療的価値：日常生活での不満や葛藤、情緒的緊張の解消や軽減の機会となる。

(5) 道徳的価値：遊びの中で社会的規範について学習する機会となる。

以上のようなことを、遊びの中で無意識のうちに獲得していることが期待される。

V. 「子どもの遊び」の現状と遊びの成立条件

1. 子どもの遊びの現状

子どもの遊びの変化については、数多くの調査や研究がなされており、その全てが望ましくない変化であると指摘していると言っても過言ではない。急激な社会の変化に伴い、子どもの生活も同様に変化していることは否めない。

最近の子どもの遊びの御三家と言われているのが①テレビ（ビデオ）②まんが③テレビゲームであることは周知のとおりである。これらの遊びを全て否定するわけではない。個々それなりに子どもの成長に果たす役割は持っている。例えば、楽しい豊かな時間が持て、また知識も与えてくれる。

テレビゲームでは、反射神経を育ててくれるかもしれない。しかし、問題はどれも「個人的活動」「室内遊び」「静的遊び」である点である。

最近の子どもの会話の話を耳にすると、学校で遊びの予約をとらないと相手がいなくなる。遊ぶ時間が細切れで、連続した時間が取れない。一緒に遊んだと言っているが、同じ時間を一緒に過ごしているだけで、それぞれがゲーム、まんがやビデオを楽しんでいるといった状況である。

大人が考えている遊びの概念と、子どもが考えている遊びの概念とが異なってきているのかもしれない。

れない。

子どもにすれば、ただ自由な時間を楽しく、のんびりと出来ることが遊びと考えているのだろうか。大人が仕事に疲れ、心や体を休めている姿と同じように思える。

ある調査で、「子ども達に今一番したいことは何か」の問いに「ゆっくり寝たい」「ゆっくり休みたい」と答えた子ども達が多かったと言うものがあつた。子ども達の生活は確実に変化している。早期教育や塾通いなどにより、子ども時代を子どもらしく生きることが困難になっていると言えよう。

2. 子どもの遊びの成立条件

遊びはその種類が多く、またどこからどこまで遊びか判断しにくいこともある。しかし、子どもにとって楽しく愉快に過ごせるものであり、社会的規範に触れない範囲のものであれば、全て遊びと認められる。

遊びは子どもの成長発達に何らかの寄与があると認めてはいるが、「遊びの質」について考えることが必要であろう。

先に述べた遊びの御三家は、単にのんびりかつ楽しく過ごしたいというものであつて、決して「豊かな遊び」とは言い難い。いわば「貧しい遊び」と言えるものである。

子ども時代にその年齢や能力などの個々の条件の中で、環境とのかかわりを十分に反映させる遊びを経験することこそ「豊かな遊び」であり、子どもの発達に好ましい影響を与えることになるだろう。

深谷和子氏は、「豊かな遊び」の前提条件として、「集団遊び」と「戸外での遊び」の二つをあげ、その上で遊びの成立条件として次の4つを挙げているのでここに紹介しておく。

- (1) 遊びの欲求を持っていること（遊びを知っておくこと）
- (2) 遊び時間をもっていること
- (3) 遊び仲間がいること
- (4) 遊び場があること

この条件の、どれ一つを欠いても子どもの遊び

は成立しないと指摘している。

VI. 遊びの成立条件を拒む要因とその対応

子どもの遊びの現状から、幾つかの問題点、改善や配慮すべき点がうきぼりになってきた。

急激な社会の変化の中で、即適切な対応策を講じることが困難な点もあるが、家庭や地域社会で配慮できるものは何かについて、先の「遊びの条件」にそって述べていきたい。

(1) 遊びの欲求を乳幼児期から持たすこと

子育て全般、特に躰とも関連すると考えられるが、子どもの自立心・自発心を大切にしたいものである。相談業務に関わる中、最近の子育て観で感じるのは、親の頭の中にイメージする子どもが存在し、そのイメージする子どもに近づけるための、極端な親主導による子育てが多いようである。子どもの持つ本来の姿を知らない結果かもしれない。そのため、子どもの欲求が無視され自発性の芽が摘まれてしまうこともある。可能な限り子どもの欲求を満たしてやるのが大切だと考える。

また、遊具や玩具の与え方についても、創造力を育むようなものを与えるよう心がけたい。

(2) 遊びの時間への配慮

幼児期からいわゆる早期教育を受けている子どもが増加しているという。全く否定するわけではないが、遊ぶための時間とのバランスについては十分な配慮がほしいものである。また、子どもが自発的に希望したものであればともかく、強制あるいは半強制ともなれば、子どもが失うものも多いと考えられ、親と子での十分な話し合いの結果、子どもの自己決定による選択が望まれる。

(3) 遊び仲間について

少子化が進むなか兄弟姉妹も減少し、前述のような早期教育や塾通いが一般的になっている今日、遊び仲間の確保はなかなか難しい問題である。

地域で考えられることは、少年野球やサッカークラブその他子どもが中心となった活動に参加することが望まれる。異年齢との交流の機会ともなりよい経験となるだろう。

また、児童館や学校開放（幼稚園や保育園の園

庭開放）の利用などが考えられる。

こうした地域の活動は、子育て支援が叫ばれる今日、かなり活発になってきており、親も情報収集に努め適切に対応することが必要である。

(4) 遊び場について

都市化が進み、子ども達の遊び場が減少している。また、自然環境も失われる一方である。子どもの遊び場は、住居の近くであることが条件であり、なかなか難しい課題だといえる。

先に述べた遊び仲間と重複するが、地域の社会資源を最大限利用することが望まれる。その中でも、児童館は自由来館で利用できる児童福祉施設であり、最も利用しやすいかもしれない。

VII. 「子どもの遊び」をより効果的にするために

1. 「子どもの遊び」の価値を認めること

まず「子どもの遊び」の重要性に、親をはじめとする大人たちが気づくことが前提となる。

最近の子育てから感じられることは、子どもの遊びの重要性が忘れ去られているように思える。これは私だけなのだろうか。

親の意のままに従うのは良い子であり、そうでない子は悪い個といった大人の一方的な価値観で判断されているように思える。つまり管理された子育てであり、子どもを主体として関わっていない親が多いように見受けられる。

その結果が、遊びという面にも影響を与えていると考えられる。遊びは悪い行為であり、知的学習は良い行為であるというような考え方に同調する親や大人が多いのである。残念なことに、このような考えを持つ子どもが増えつつある。学齡児に多いと推察されるが、これは成績重視・高学歴志向が子どもの価値観まで影響している結果と言えるのではないだろうか。成績が良い子どもは良い子で、そうでない子はだめな子といった価値観を払拭し、日常生活に遊びを復活させることが望まれる。

そのためには、先に述べた遊びの価値を周囲の大人たちが認め、子ども個々についての理解を深

めながら、遊びの環境をどう整えてやるか、人的環境として、大人が遊びにどう関わるかが課題である。

2. 大人の遊びへの関わり方

遊びは、子どもたちが自発的にはじめてこそ「遊びの価値」があることについては先に述べた。このことと、大人が遊びに関わることは、相反する命題のようであるが、関わり方、程度などにより、子どもの遊びをより効果的に発展させるためには必要である。

関わり方の具体例としては、子どもが遊びのテーマを見つけたのち、その遊びが持続、より、発展するよう、必要と思われる玩具などをさり気なく置いておく、近くにいて子どもたちからの声かけ、視線などに対して承認、共感、励まし等、言葉や表情、視線などで応じ、時にはアイディアの提供、相談にのるなどの関わり方が挙げられる。

遊びの主体はあくまでも子どもたちであることを忘れてはいけない。遊びが佳境に入り、子どもたちが大人の存在を忘れたとの見極めがつけば、その場を離れることが望ましい。つまりは、子どもの役に立てればよいのである。

3. 遊戯療法について

遊びの諸理論、子どもにとっての遊びの価値のところでも述べたが、遊びには「治療的価値」がある。アクスライン (Axline, V. M) の「遊戯療法」の8原則は、治療的関係を考慮しないまでも子どもとの関わりにおいては参考になると考えられるので、以下簡単に紹介しておく。

子どもとの関係において、

- ① よいラポールを成立させる
- ② あるがままに受容する
- ③ 許容的な雰囲気を作る
- ④ 感情の反射をおこない行動の洞察へと導く
- ⑤ 選択への自由と責任を持たせる
- ⑥ 治療者は非指示的態度をとり、子どもの後に従う
- ⑦ 治療は緩慢な過程であり、ゆっくり待つ
- ⑧ 現実世界に根づく必要な制限を加える

VIII. まとめ

子どもにとっての遊びの重要性は広く認められているにもかかわらず、現状は望ましくない方向へと進みつつある。

法律、憲章、条約、宣言などにより広く喚起の努力がなされているものの、その流れを止めるには至っていない。

今一度、社会全体で真剣に考える必要があるのではないだろうか。大人それぞれが、自分の子ども時代を想起し、子ども時代を子どもらしく育ててきたことに感謝し、幸せと感じたその思いを、子どもたちに伝える責任や義務があることに気づいてほしいものである。

現代の子ども達は、遊びたくても遊べない不幸な時代をすごしており、この事実は子どもの将来はもとより、次の世代へと連鎖する可能性すら持っていると言えるのである。

おわりに

子どもの遊びの重要性について述べてきたが、遊びは、子どもにだけ必要なものでなく、人間全てに必要であることは否定できない。

大人は自分を律し、仕事と遊びのバランスを考え、精神的な健康を保つことで社会的生活を営んでいる。その基礎になっているのは、子ども時代の遊びの経験であり、その年齢に応じた遊びがあったからである。いわば、遊びは人生における一般教養であり、欠かせないものといえる。

子ども時代に豊かな遊びを経験した人ほど、ゆったりとした人生を送っているように思える。

遊びは、動物の世界、自動車のハンドル、歯車など身近な所にもあるが、その役割はいうまでもないことである。

<参考・引用文献>

- 1) 「社会福祉六法」ミネルヴァ書房 2003
- 2) 鯉坂二夫監修「子どもとその環境」保育出版社 1999
- 3) 高野清純・深谷和子編「幼児心理学を学ぶ」pp188~189 有斐閣 1989

- 4) 「心理学辞典」有斐閣 2004
- 5) 弘中正美編著「現代のエスプリ」至文堂 1999
- 6) 社会福祉養成講座編集委員会「児童福祉論」中央法規 2003
- 7) 新・保育士養成講座編集委員会「家族援助論」全国社会福祉協議会2002
- 8) 「心理臨床学大辞典」培風館 2003